

香川県、中小企業の省エネ設備導入に補助金 補助率は最大3分の2

香川県は4月12日から、県内の中小企業等に対して、10%以上の[省エネ効果](#)が見込まれる省エネ設備や自家消費を目的とした[再エネ発電システム](#)等を導入する事業に[補助金](#)を交付する。

事業の名称は「中小企業等エネルギー使用合理化設備等導入支援事業」。県内に本社を置く企業が開発・生産した（A類型）、または県内に本社を置く企業等が施工する（B類型）省エネ設備等を導入する事業の2種類に分かれている。

補助対象経費（設計費、設備費、工事費の計）は300万円以上（税抜き）で、A類型の補助率は2／3以内、補助額は200万円（定額）、B類型の補助率は1／3以内、補助額は100万円（定額）。

類型区分ごとに2,000万円の予算枠を設け、補助金交付申込額が予算枠に達しなかった場合は、残額をもう一方の類型区分の予算枠に合算する。補助金交付申込額が予算の範囲（4,000万円）を超える場合は、予算枠を超える類型区分について抽選を実施する。

概要は以下のとおり。

補助対象者

県内中小企業者等（個人事業者、医療法人、社会福祉法人、事業者で構成される組合等を含む）。

補助対象事業等

A類型

- 補助対象事業：県内に本社を置く企業が開発、生産した省エネ設備等の導入
- 補助対象経費：設計費、設備費、工事費の計300万円以上（税抜き）
- 補助率：2／3以内
- 補助額：200万円（定額）

B類型

- 補助対象事業：県内に本社を置く企業等が施工する省エネ設備等の導入
- 補助対象経費：設計費、設備費、工事費の計300万円以上（税抜き）
- 補助率：1／3以内
- 補助額：100万円（定額）

省エネ設備等の導入とは

省エネ設備等の導入とは、以下の（1）（2）のいずれかに該当する事業をいう。

（1）稼働中の既存設備に対し、10%以上の省エネ効果が見込まれる省エネ設備等（[LED照明](#)、省エネ型の生産設備・空調設備等）への更新

（2）その他エネルギー使用を合理化する設備の導入

- [燃料電池システム](#)
- 自家消費を目的として導入する自家発電設備
- 「[固定価格買取制度](#)」を利用しない自家消費を目的として導入する再生可能エネルギー発電システム
- [蓄電池部](#)、インバータ、コンバータ、[パワーコンディショナ](#)等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された蓄電池システム
- 事業所内のエネルギー使用状況を監視・計測し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調や照明設備などの接続機器の制御やデマンドピークを抑制するエネルギー管理システム（EMS） など

申込受付期間は2017年4月12日（水）～2017年4月25日（火）。申込書類は郵送・持参にて提出する。採択は抽選であるため、申込受付期間の途中に補助金交付申込額がA類型、B類型それぞれの予算枠を超えた場合でも、申込受付期間内は申込みを受け付ける。

なお、国などから補助金を受ける事業は、補助対象にならない。その他、詳細は同県のホームページを参照のこと。